

2018年8月13日

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

トライアングル少額短期保険株式会社
代表取締役 遠藤 尚樹

この度の災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者には、お申し出があれば次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. 保険料の払込みに関する期間の延長

保険料をお払い済み中のご契約で、この度の災害の影響によりお払い込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払い込みに関する期間を最長6ヵ月延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払いについて

お手続きの際、必要な書類を一部省略することにより、迅速なお支払いに努めております。

詳細につきましては、以下のお問合せ窓口にお問合せください。

(お問合せ窓口)

トライアングル少額短期保険株式会社 経営管理部

電話番号：03-4530-4171

午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始は除く)